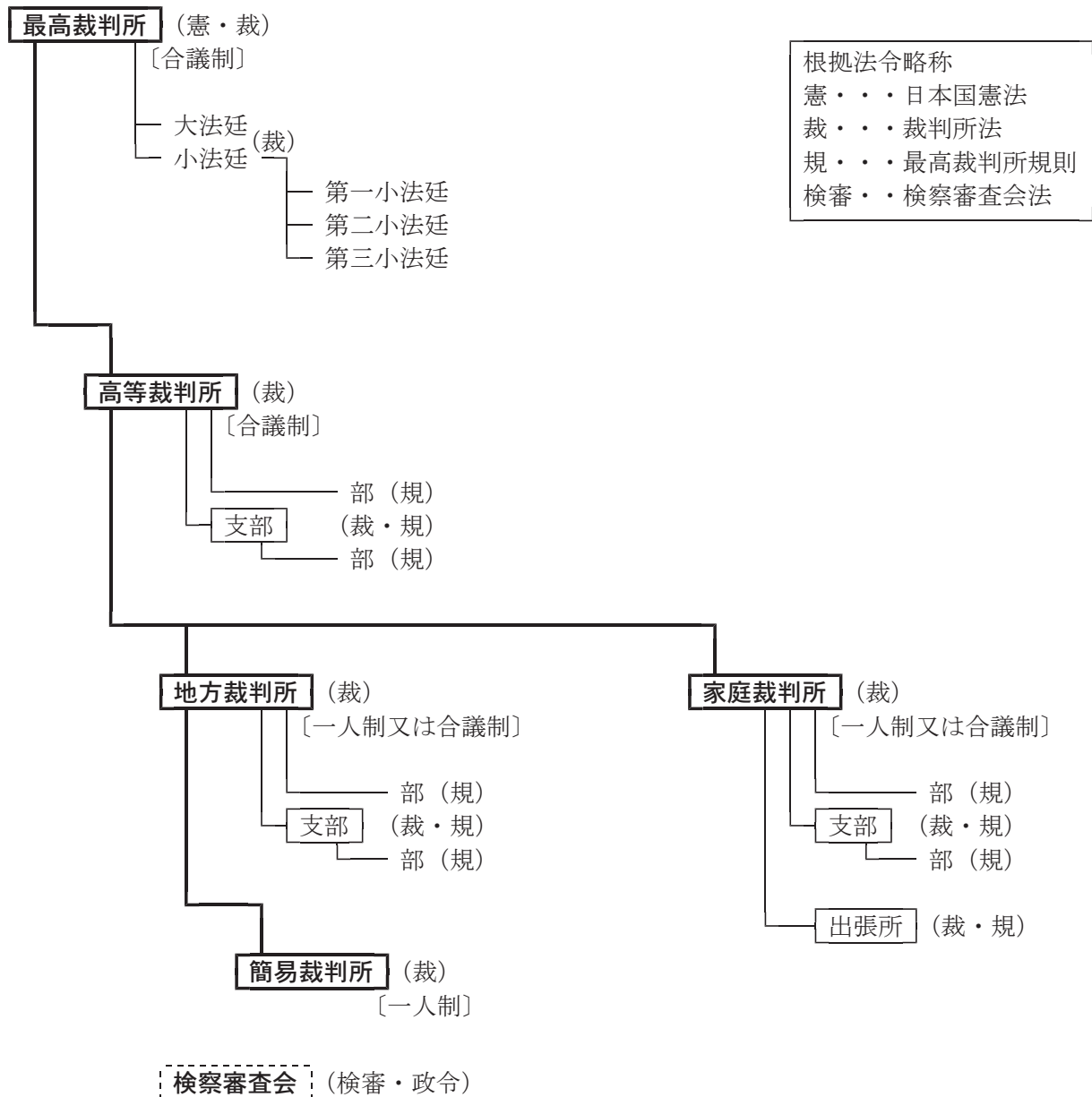


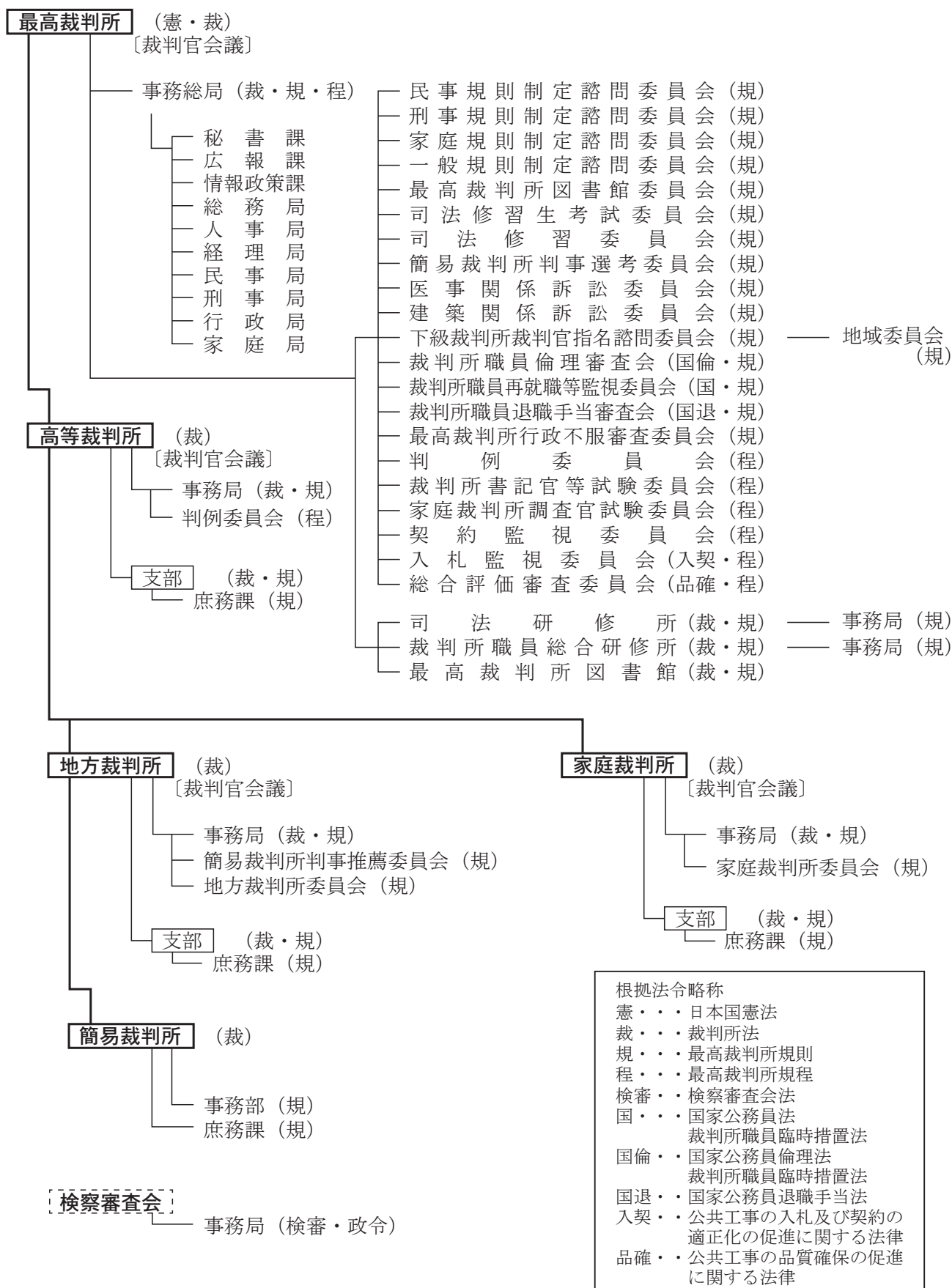
§ 3 裁判所機構図

裁判所の機構は、日本国憲法や裁判所法などの各種法令に基づき定められており、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、裁判官が合議制又は一人制で各種の事件（民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件）を審理裁判します。司法行政部門では、意思決定機関である裁判官会議のもと、これを補佐する機関として事務総局や事務局（総務課、人事課、会計課等）、研修所などが設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する事務を行っています。このほか、司法行政に関する事項について調査審議する各種の委員会が設置されています。

－ 裁判部門 －



(注) 特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられている（知的財産高等裁判所設置法）。



(注) 知的財産高等裁判所には、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」、「知的財産高等裁判所事務局」が置かれている (知的財産高等裁判所設置法)。

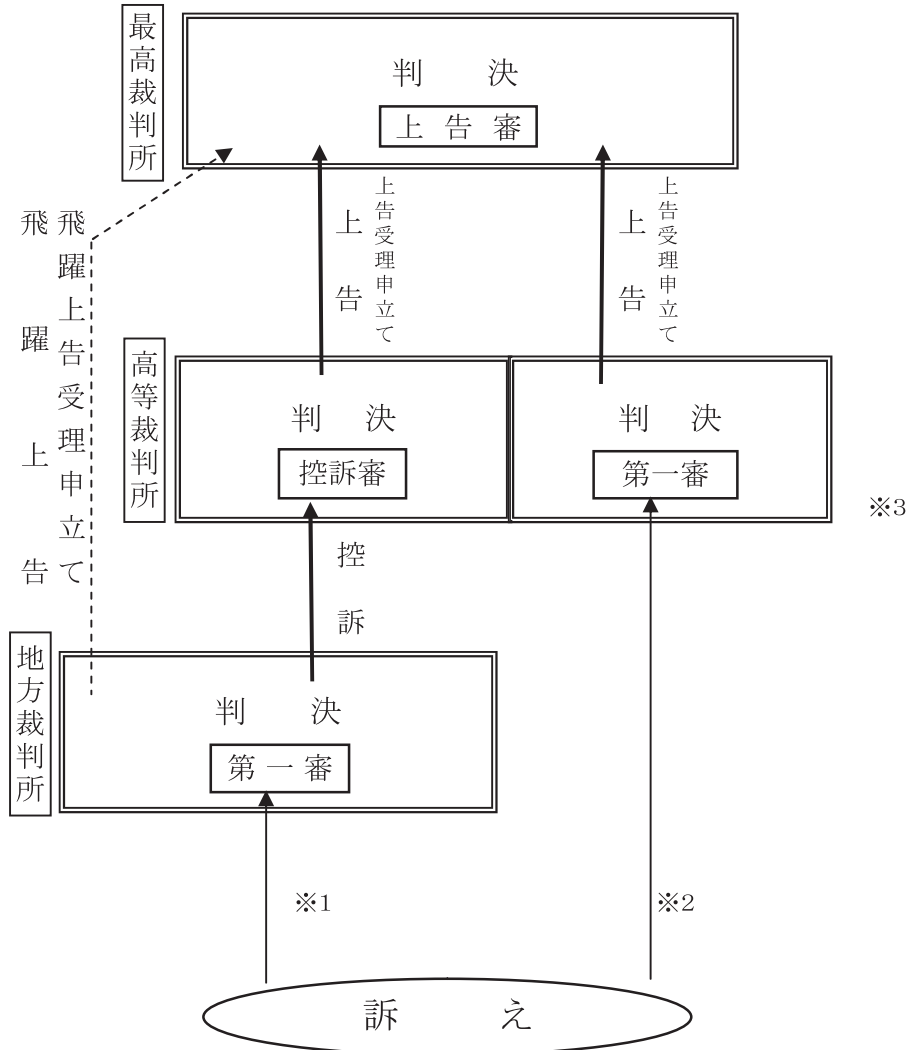
§ 4 裁判所審級図

裁判所における訴訟手続には、第一審、第二審、第三審の三つの審級が設けられています。原則として、第一審の裁判所の判決に不服のある当事者は、第二審の裁判所に不服申立て（控訴）をすることができ、第二審の裁判所（控訴審）の判決に不服のある当事者は、更に第三審の裁判所（上告審）に不服申立て（上告）をすることができます。上告審では、原則として、新たに事実を認定し直すことはなく、法律上の問題（憲法違反又は法令違反の有無）を審理します。

このように、異なる審級の裁判所に事件を審理させ、第三審までの不服申立てを認める制度を三審制度といいます。訴訟手続以外の家事事件や少年事件における審判手続においても、抗告、特別抗告等といった三審構造がとられています。

地裁民事・行政事件、簡裁民事事件、人事訴訟事件、刑事事件、家事事件、少年事件の各事件別の審級については、(1)～(8)のとおりとなっています。

(1) 地裁民事・行政事件



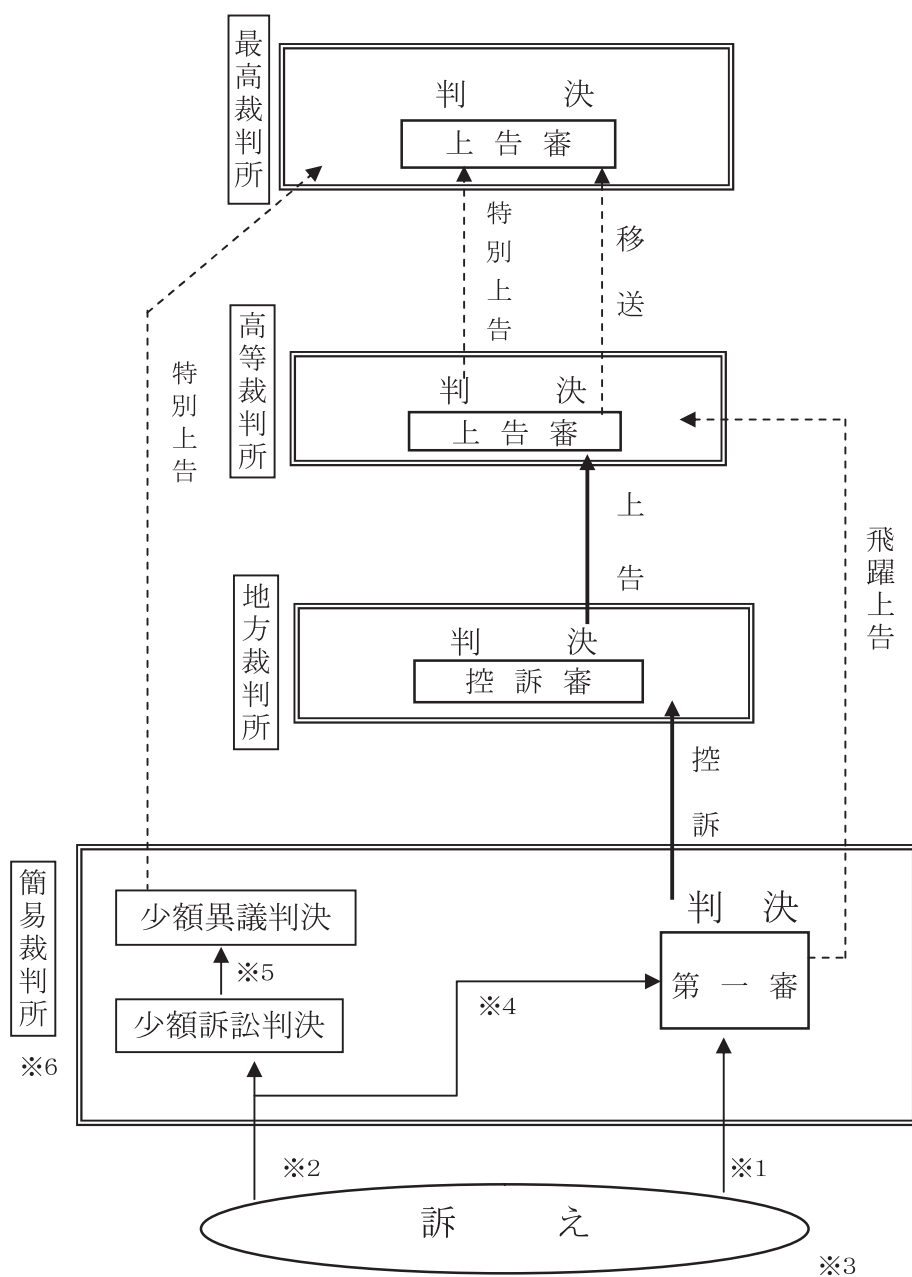
※1 一般行政事件・訴額140万円超過の請求に係る民事事件（ただし、訴額140万円以下の請求に係る民事事件のうち、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄）

なお、本来の訴えのほかに、地方裁判所に申し立てられる労働審判事件については、労働審判に対して異議の申立てがあったときは、地方裁判所に訴えの提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。

※2 特殊行政事件（選挙に関する行政事件等。さらに、東京高等裁判所は、特許法178条1項、海難審判法44条1項等の法律により特別に定められた事件について専属的第一審裁判権を有する。）

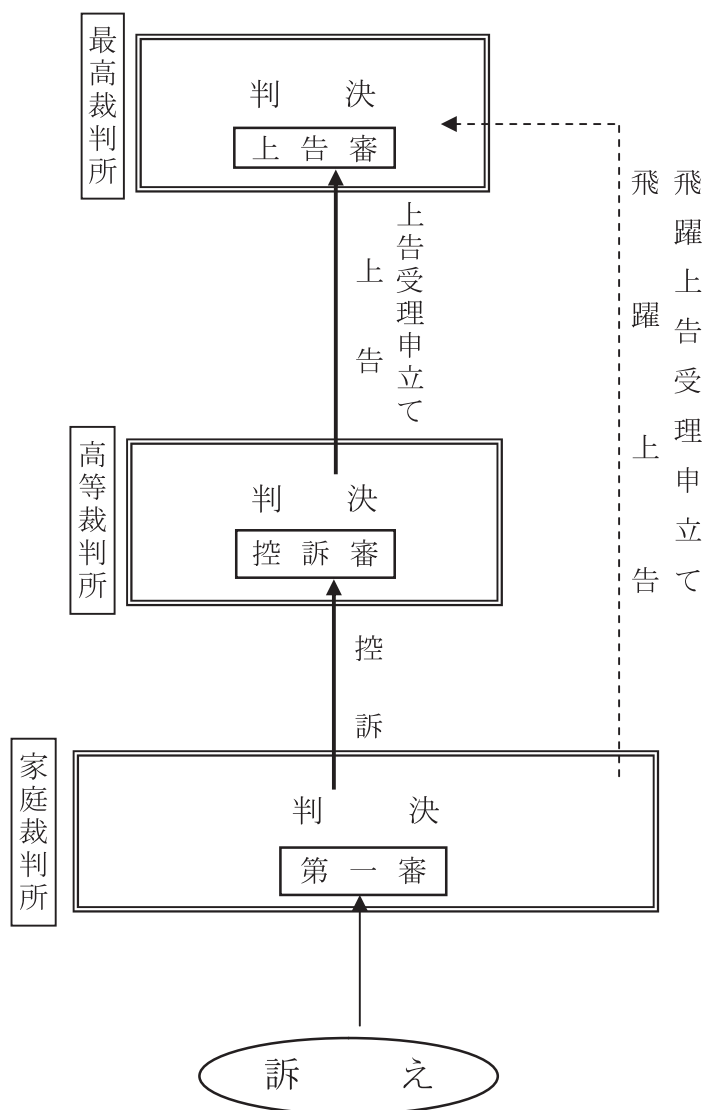
※3 知的財産高等裁判所設置法第2条に定められる事件については、知的財産高等裁判所で扱われる。

(2) 簡裁民事事件



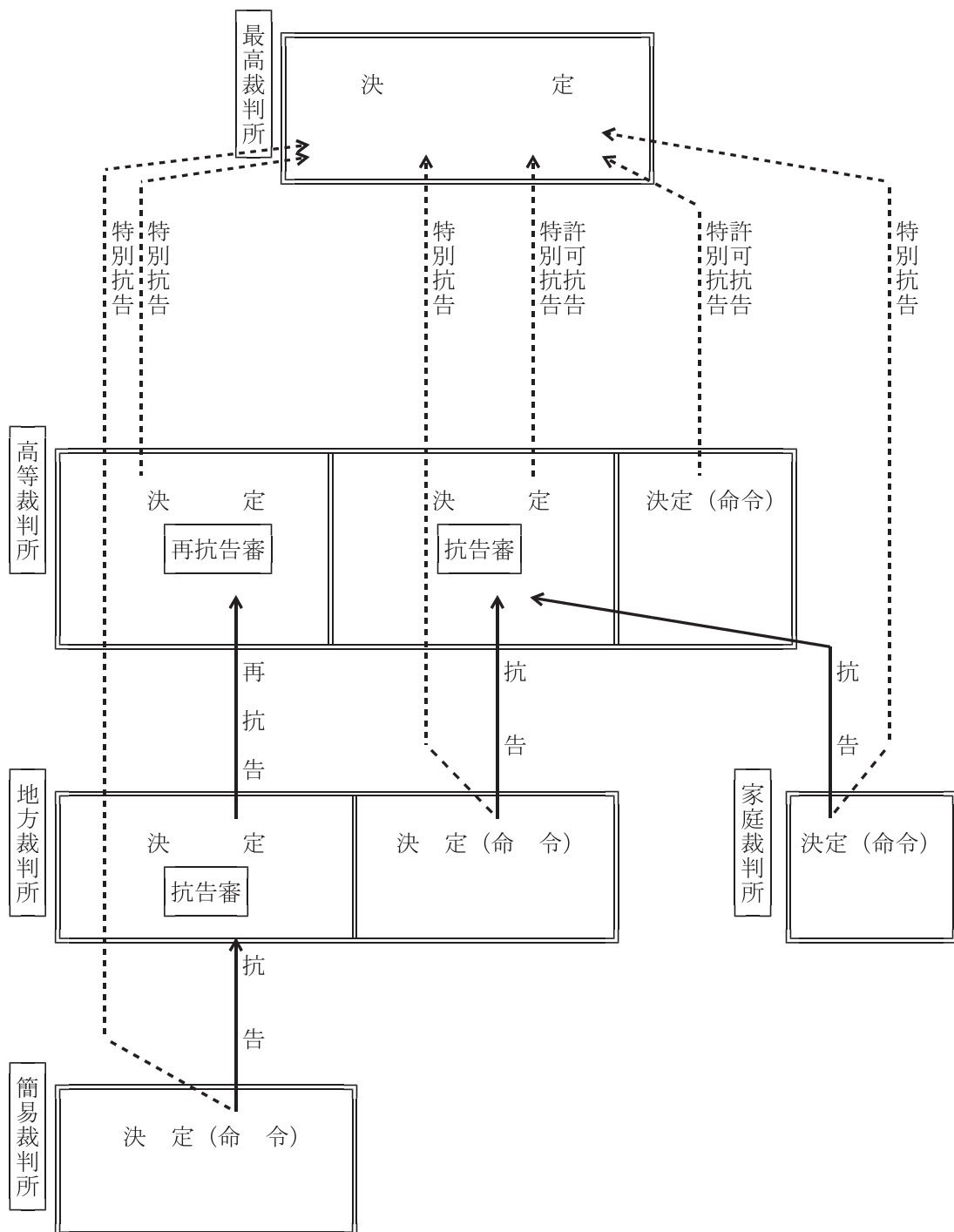
- ※1 訴額140万円以下の請求に係る民事事件(ただし、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄)
- ※2 訴額60万円以下の金銭支払請求で、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述のあるもの。
- ※3 本来の訴えのほかに、簡易裁判所に申し立てられる支払督促については、異議の申し立てがあったときは、その目的の価額(訴額)に従い、簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。
- ※4 裁判所による決定又は被告の申述により通常の手続に移行したもの。
- ※5 少額訴訟判決に対して異議が申し立てられると、通常の手続による審理及び裁判が進められる。
- ※6 民事調停の申し立てについては、その目的の価額にかかわらず、簡易裁判所の管轄となる(地方裁判所で処理することについて合意のあるものや鉱害調停等を除く。)

(3) 人事訴訟事件



(4) 民事事件・行政事件・人事訴訟事件（決定・命令手続）

（凡例） 太線は抗告，再抗告を，点線は特別抗告，許可抗告を示す。



(5) 刑事事件

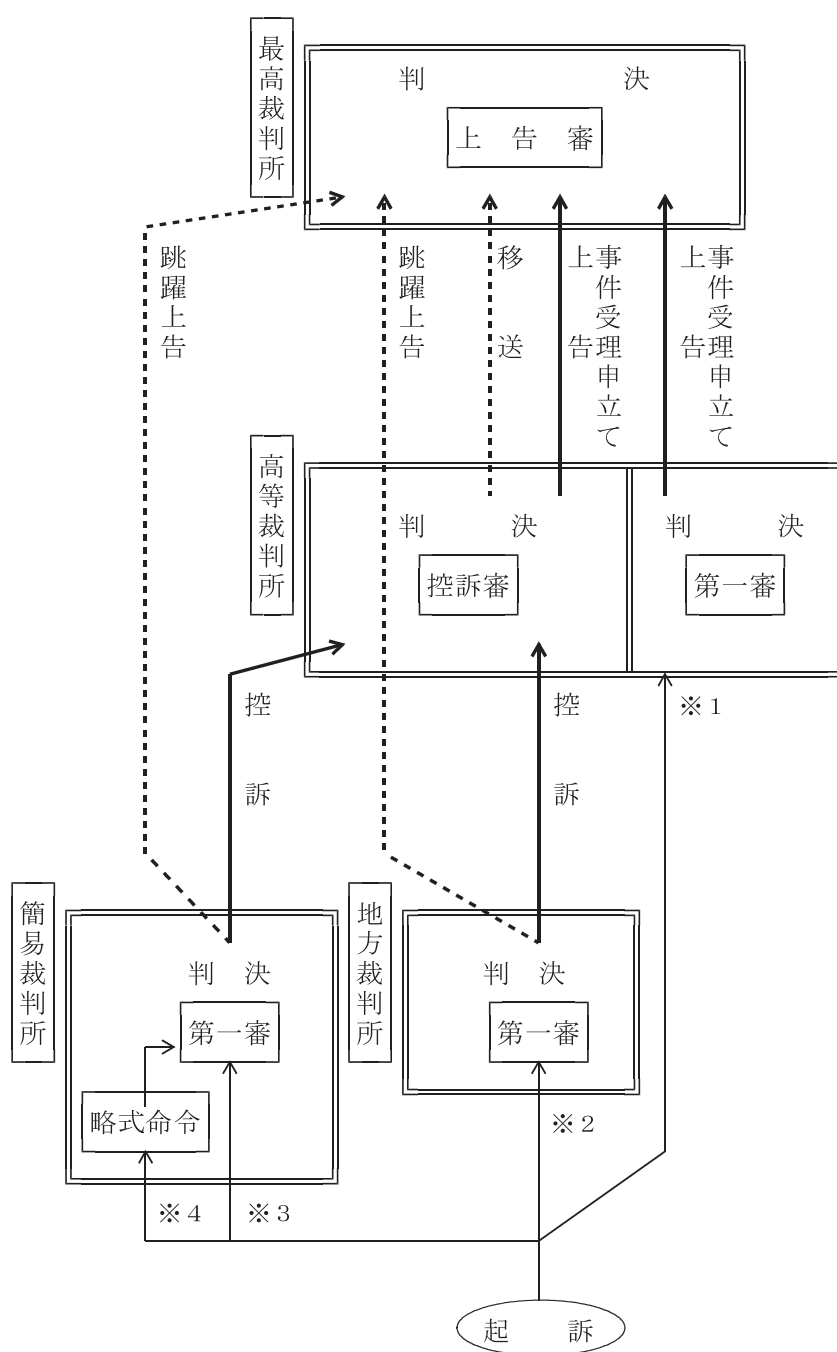
(凡例) 太線は控訴、上告、事件受理申立てを、点線は跳躍上告、移送を示す。また、細線は、審級とは関係のない手続の流れを示す。

(注) ※1 内乱罪等（刑法77～79条）の罪に係る訴訟

※2 原則的な第一審裁判所

※3 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博、横領、盗品譲受け等の罪に係る訴訟

※4 簡易裁判所の管轄する刑事事件のうち、100万円以下の罰金又は科料を科すことが相当なもので、被疑者に異議がなく、検察官の請求があるもの。

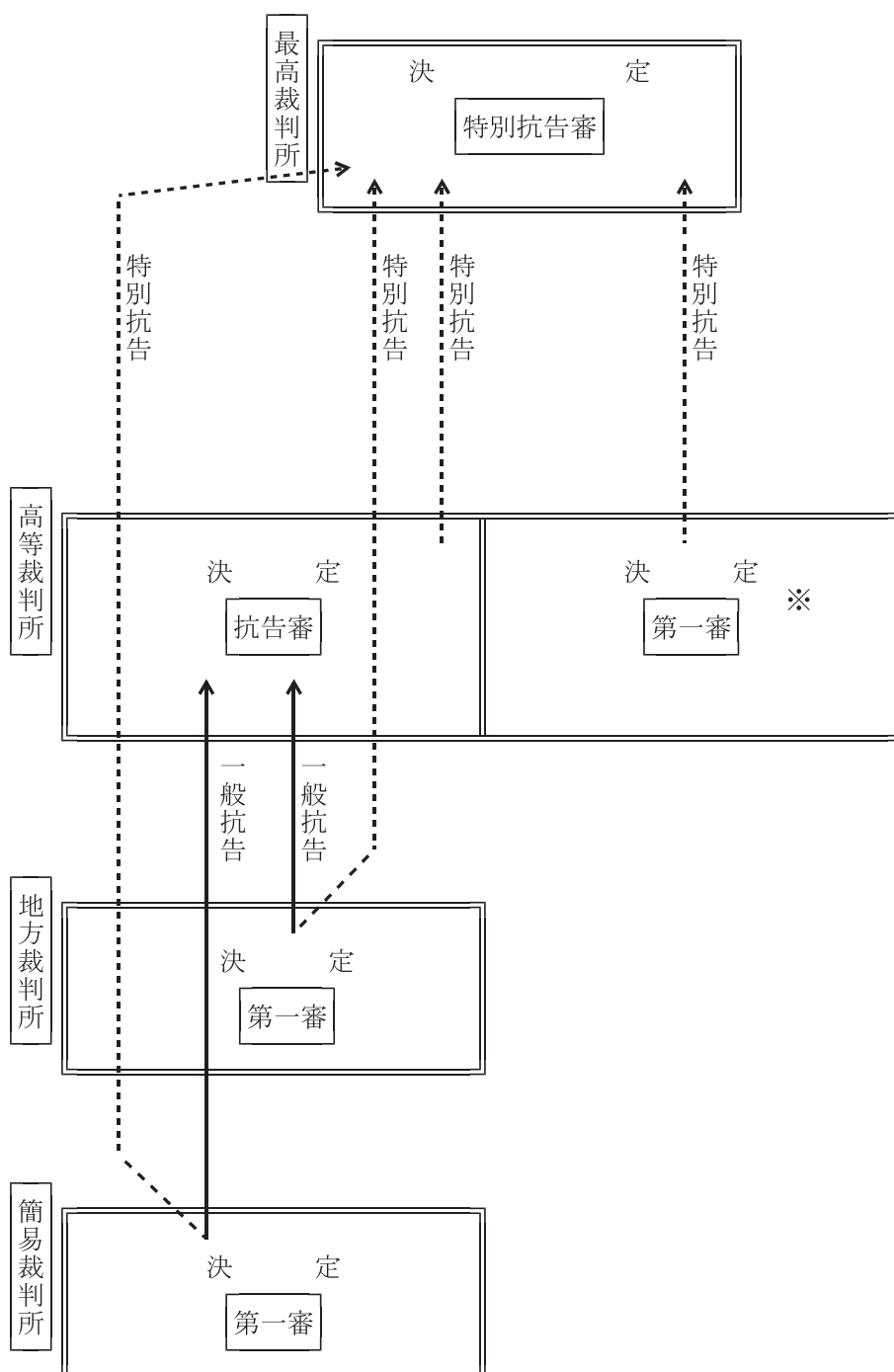


(6) 刑事事件（決定・命令手続）

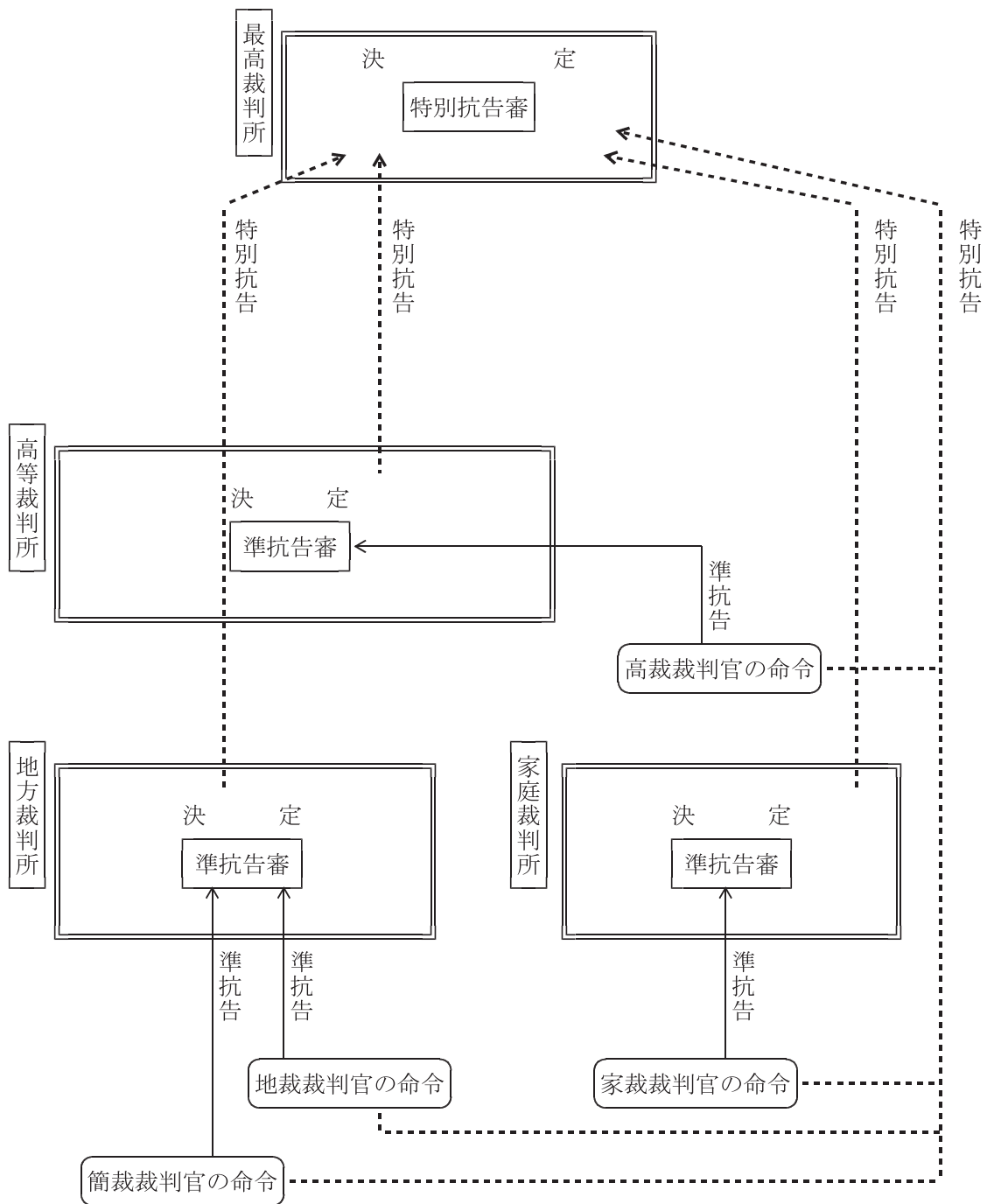
（凡例） 太線は一般抗告（即時抗告，通常抗告）を，点線は特別抗告を示す。また，細線は準抗告を示す。

① 一般抗告（即時抗告，通常抗告）

（注） ※ 高等裁判所の決定に対しては，抗告をすることはできない。通常抗告又は即時抗告の許される決定で高等裁判所がしたものに対しては，その高等裁判所に異議の申立てをすることができる。

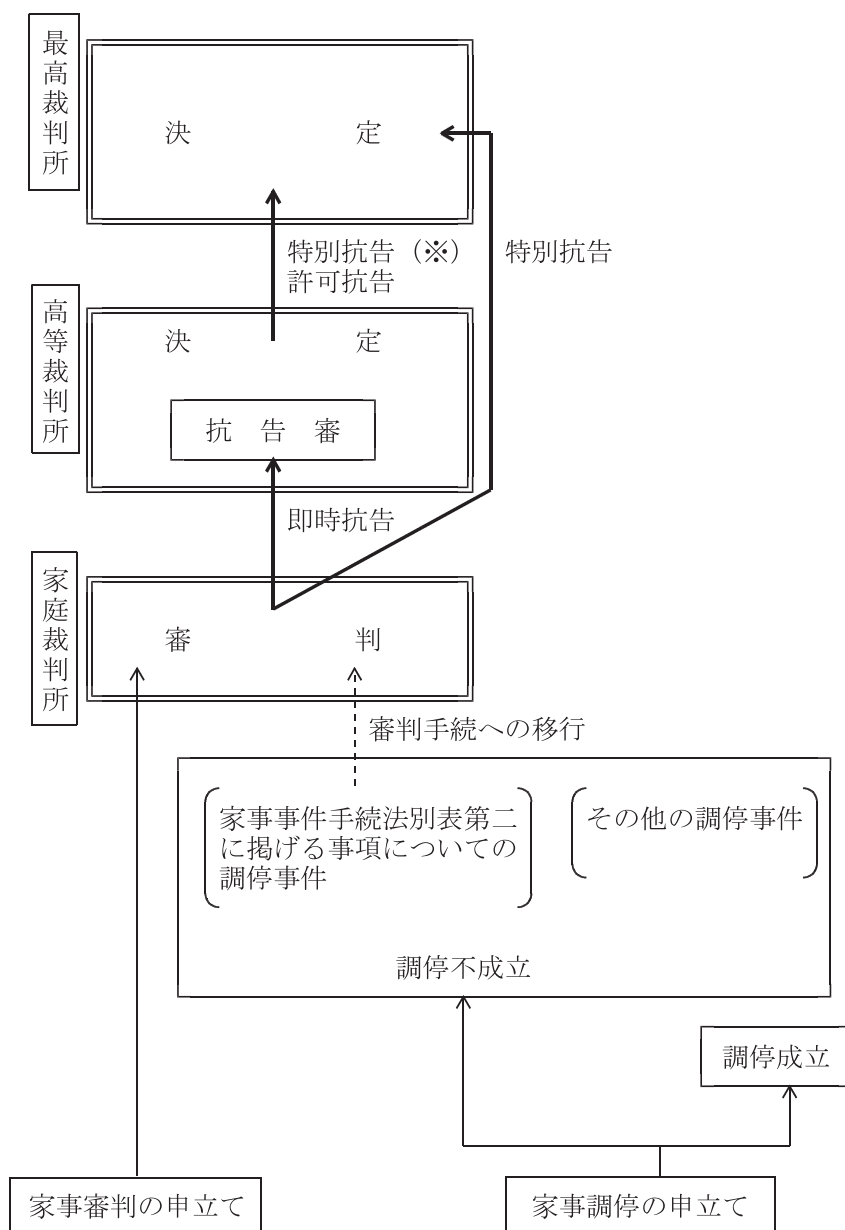


② 準抗告



(7) 家事事件

- (凡例) 太線は即時抗告、特別抗告、許可抗告を、点線は審判手続への移行を示す。また、細線は審級とは関係のない手続の流れを示す。
- (注) ※ 再抗告は許されない。



(8) 少年事件

(凡例) 太線は、抗告、再抗告又は抗告受理申立てを示す。また、細線は、審級とは関係のない手続の流れを示す。

(注) ※1 検察官関与決定のあった場合においても、検察官からの申立てはできない。

※2 保護処分決定に対する少年側からの抗告

※3 検察官関与決定のあった場合においては、保護処分に付さない決定又は保護処分決定に対し、一定の事由を理由とするときに限り、検察官から抗告受理申立てができる。

※4 検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長からの送致、家庭裁判所調査官からの報告、一般人、警察官又は保護観察所長からの通告

※5 年齢超過又は刑事処分相当の場合

